

令和 6 年度



多治見市保育所等

(保育所・認定こども園・小規模保育事業所)

入所申込案内

大事なことが書いてあります。内容はすべてご確認ください。



《令和6年度 新年度入所》(スケジュール・詳細は5ページ参照)

- 【書類配布】 令和5年10月2日(月)以降
- 【受付期間】 令和5年11月1日(水)～11月15日(水)の平日
- 【受付場所・時間】 各保育所等(詳細は7ページ参照)
→各園指定日の午前9時00分～12時00分
多治見市子ども支援課窓口
→午前8時30分～17時15分

《年度途中入所》(スケジュール・詳細は6ページ参照)

- 【受付期間】 入所希望日の前月の1日～10日まで
※1日が土・日・祝日の場合は、翌開庁日から受付を開始します。
※10日が土・日・祝日の場合は、翌開庁日まで受付を行います。
- 【受付場所】 多治見市子ども支援課窓口
- 【受付時間】 午前8時30分～17時15分
※11月2日以降入所の方は、別途新年度入所の手続きが必要です。

多治見市福祉部子ども支援課 (駅北庁舎3階36番窓口)

〒507-8787 多治見市音羽町1-233

TEL 0572-23-5947 (直通)

TEL 0572-22-1111 (内線2344)

目 次

1. 保育所とは？	1ページ
2. 保育給付認定(2・3号)について	1～2ページ
3. 多治見市内の各保育所等について	3～4ページ
4. 給食について	4ページ
5. 障がいをもつ児童や支援の必要な児童の保育	..	4ページ
6. 病後児保育について	4ページ
7. 園の休み	4ページ
8. 入所申込手続きについて	5～8ページ
9. いずれかに該当する場合は、必ずご連絡ください	9ページ
10. 保育所保育料について	10～11ページ
11. よくある質問	12ページ
12. その他		
施設型給付費・地域型保育給付費 教育・保育給付認定申請書(記入例)	13ページ
<input type="checkbox"/> 座振替依頼書記入例(ゆうちょ以外金融機関)	..	14ページ
<input type="checkbox"/> 座振替依頼書記入例(ゆうちょ銀行)	15ページ
(参考) 多治見市保育の実施の基準を定める要綱	..	16～17ページ

【クラス年齢早見表 (R6.4.1 現在)】

5歳児(年長)	平成30年4月2日生	～	平成31年4月1日生
4歳児(年中)	平成31年4月2日生	～	令和2年4月1日生
3歳児(年少)	令和2年4月2日生	～	令和3年4月1日生
2歳児	令和3年4月2日生	～	令和4年4月1日生
1歳児	令和4年4月2日生	～	令和5年4月1日生
0歳児	令和5年4月2日生	～	(生後57日目以降)

※保育所等の入所対象は、入所日時点で多治見市に住民登録がある
生後57日目～就学前の児童です。
※入所可能年齢は園によって異なります。



1. 保育所とは？

保育所等（認定こども園（保育部分）・小規模保育事業所を含む）は、保護者の就労や病気などのため、家庭で保育できない児童を保護者に代わって保育を行う施設です。

そのため、保育所等に入所できるのは保育を必要とする児童（保育給付認定（2・3号）を受けている児童）のみです。

※「集団生活に慣れるため」「社会性を身に付けるため」という理由では入所できませんので、ご注意ください（幼稚園は入園できます。）。

2. 保育給付認定（2・3号）について

保育所等を利用するためには、子ども・子育て支援法にもとづく「教育・保育給付認定」のうち、保育給付認定（2・3号）を受ける必要があります。各認定区分によって、利用できる施設が異なります。

認定区分	対象年齢	保育の必要性	利用できる施設
1号 （教育給付認定）	満3歳以上	なし	幼稚園 こども園（教育部分）
2号 （保育給付認定）	満3歳以上	あり	保育所 こども園（保育部分）
3号 （保育給付認定）	満3歳未満	あり	保育所 こども園（保育部分） 小規模保育所

(1) 保育給付認定（2・3号）の条件

全ての保護者の方が次の①～⑧までのいずれかに該当し、児童の保育ができない場合に入所申込みができます。なお、入所後も年度の途中で就業状況を確認させていただき、要件に該当しなくなった場合は退園となります。

①居宅外労働	保護者が居宅外で労働をしている場合 （1か月60時間以上の労働で、その労働によって収入を得ていること）
②居宅内労働	保護者が居宅内で児童と離れて日常の家事以外の労働をしている場合 （1か月60時間以上の労働で、その労働によって収入を得ていること。 内職については月収1万円以上）
③妊娠・出産等	保護者が出産前後の場合（産前2か月～産後3か月の間）
④病気等	保護者が病気あるいは心身に障がいがあり、保育ができない場合
⑤病人等の看護	児童の同居の親族等に長期にわたる病人や、心身に障がいのある人がいるため、保護者が常時その看護（介護）にあたっている場合
⑥家庭の災害	火災・風水害・地震等の災害にあい、復旧にあっている場合
⑦求職	求職活動をしている場合（入所後1か月以内に就労すること、原則として年度内に1回のみ利用できます）
⑧就学	就労につながる学校であり、居宅外(内)労働と同基準を満たす場合

～育児休業中の方へ～

保護者が育児休業中の場合、児童は保育所に入所することができません。

新年度入所の場合は、4月末日までに育児休業から復帰していただく必要があります。年度途中で育児休業から復帰予定の方は、年度の途中で入所することになります。

（6ページ参照）

※児童が在園中に育児休業を取得する場合は、クラス年齢によって対応が異なります。

（2ページ上部参照）

【参考：児童が在園中に育児休業を取得する場合】

児童の在園期間中に、保護者が育児休業を取得される場合は、保護者による家庭内保育が可能のため、原則退園または私的契約(※)となります。ただし3歳以上児の場合、継続入所が認められる場合もあります(※私的契約入所をご希望の場合は、各園にお問い合わせください。なお、3歳未満児は定員に空きがないため、原則受入れを行っておりません。)

◎ 3歳以上児(年少以上)の場合

園が受入可能と認めた場合に限り、育児休業取得者が雇用保険(公務員は共済組合)加入者で、育児休業給付の受給資格があり、職場復帰が決定している場合のみ、特例として継続入所が認められます。育児休業中は保育短時間の認定になります。

※事業所の証明がある「就労証明書」の提出が必要です。

◎ 3歳未満児(0~2歳児クラス)の場合

産後3か月まで入所できますが、その後は退園となります。



(2) 保育の必要量（利用可能な時間）について

保護者の方の就業時間等により、「保育短時間」または「保育標準時間」のいずれかに区分されます。区分によって、利用可能な時間及び保育料が異なります。

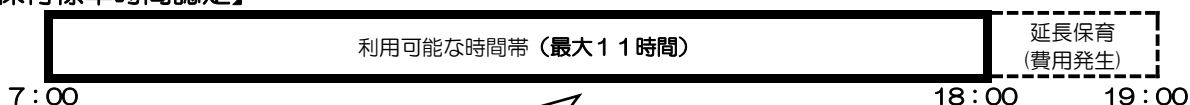
認定後に就業時間の変更などで区分を変更したい場合は、前月の25日までに「施設型給付費・地域型保育給付費等 支給認定申請書(変更)」の提出が必要です。提出日の次月から変更になります。詳しくは子ども支援課もしくは在籍園にお尋ねください。

〈例：公立保育園の場合〉※私立は園によって異なります

【保育短時間認定】



【保育標準時間認定】



- ★就労理由の場合 120時間未満/月 → 保育短時間
- 120時間以上/月 → 保育標準時間

※保護者の就業時間に応じて認定を行います。

※保育標準時間の認定になる方でも、保護者の希望により保育短時間(午前8時30分~午後4時30分まで)に認定することができます。(原則として保育短時間内での送迎が可能な方のみ)

- ★妊娠・出産・病気等理由の場合 → 保護者の希望に応じてどちらかに認定されます。

- ★求職中・育休中の場合 → 保育短時間

◎認定を決定する「支給認定証」は、新年度入所の場合、入所承諾書と共に2月上旬頃発送します。

認定区分の変更申請をされた場合は、変更する月の前月末に園経由でお渡しします。

◎保育所等の利用はご家庭で保育ができない時間に限ります。そのため、標準時間の認定を受ければ、理由がなく11時間預けることができるというわけではありません。お子さんの発達・成長のためには、ご家庭で過ごす時間も非常に重要ですので、仕事が終わる次第、速やかにお迎えに来てください。



3. 多治見市内の各保育所等について

園の種類	園名（公私立）	利用定員	所在地（連絡先）	保育時間（最長※2）	保育年齢（※1）	備考
保育所	双葉保育園（公立）	150	元町 4-10-2 (22-3582)	7:00~19:00	1~5歳児	休日保育(※7)実施園 1・2歳児は1・2歳児混合クラスになる場合があります。
	小泉保育園（公立）	106	小泉町 2-153 (27-2546)	7:00~19:00	1~5歳児	1・2歳児は1・2歳児混合クラスになる場合があります。
	池田保育園（公設民営※5）	90	池田町 3-120 (22-6017)	7:00~19:00	生後57日目~5歳児	
	共栄保育園（公立）	110	高田町 3-64 (22-2507)	7:00~19:00	1~5歳児	1・2歳児は1・2歳児混合クラスになる場合があります。
	北野保育園（公立）	120	喜多町 8-27 (23-3385)	7:00~19:00	1~5歳児	1・2歳児は1・2歳児混合クラスになる場合があります。
	旭ヶ丘保育園（公設民営※5）	104	旭ヶ丘 8-29-43 (27-4526)	7:00~19:00	1~5歳児	
	市之倉保育園（公立）	130	市之倉町 8-20 (23-7327)	7:00~19:00	1~5歳児	1・2歳児は1・2歳児混合クラスになる場合があります。
	笠原保育園（公立）(※6)	150	笠原町 1974-1 (43-3052)	7:00~19:00	生後57日目~5歳児	1・2歳児は1・2歳児混合クラスになる場合があります。
	星ヶ台保育園（公立）	210	星ヶ台 3-7-3 (25-8006)	7:00~19:00	生後57日目~5歳児	
	けいなん保育園（私立）	102	十九田町 2-79 (22-5629)	7:00~19:00	生後57日目~5歳児	
	姫保育園（私立）	246	大藪町 1238 (29-2257)	7:00~19:00	生後6か月~5歳児	
	若草保育園（私立）	60	京町 5-73-1 (22-5544)	7:00~19:00	生後57日目~2歳児	1・2歳児は1・2歳児混合クラスになる場合があります。
	こうよう保育園（私立）	70	京町 6-13-2 (26-7650)	7:00~19:00	生後57日目~5歳児	4・5歳児は異年齢の合同クラスになります。
	おとわももの木保育園（私立）	81	音羽町 4-52-2 (44-8256)	7:00~19:00	生後57日目~5歳児	
認定こども園	ジョイフル多治見こども園（私立）	69(※3)	音羽町 1-235 (21-6211)	7:00~19:00	生後6か月~5歳児	
	前畑保育園（私立）	216(※4)	幸町 7-2-2 (27-2579)	7:00~19:00	生後6か月~5歳児	
小規模保育事業所	旭ヶ丘あい幼児園（私立）	19	旭ヶ丘 10-2-24 (20-2008)	7:00~19:00	生後6か月~2歳児	1・2歳児は1・2歳児混合クラスになる場合があります。
	ポコデコキッズ（私立）	19	太平町 3-53-1 (21-4800)	7:30~19:00	生後57日目~2歳児	1・2歳児は1・2歳児混合クラスになる場合があります。
	駅前キッズほっとママ（私立）	19	栄町 2-24 (25-5280)	7:30~18:30	生後57日目~2歳児	
	Jo Blanco（ジョーブランコ）（私立）	19	虎溪山町 5-63-9 (26-8461)	7:30~18:30	生後6か月~2歳児	1・2歳児は1・2歳児混合クラスになる場合があります。
	多治見大和キッズ保育園（私立）	19	滝呂 14-186-2 (43-5225)	7:30~18:30	1~2歳児	1・2歳児混合クラスになる場合があります。
	りんご保育園せいか（私立）(※8)	12	白山町 1-206 サラム・コロ2号室 (74-7400) (※9)	7:30~18:30	生後57日目~2歳児	1・2歳児は1・2歳児混合クラスになる場合があります。

- ※1 保育年齢は、令和6年4月1日現在の満年齢です。
- ※2 延長保育は別途料金が必要です。
土曜日は保育時間が異なる園もありますので、直接園にお尋ねください。
- ※3 1号認定3名を含む
- ※4 1号認定15名を含む
- ※5 指定管理者による管理運営制度を導入しており、5年ごとに指定管理団体を見直すこととしています。よって、将来的に保育園の指定管理団体の変更となる場合がありますので、この旨ご了承ください。
 - ・池田保育園指定管理委託 R3.4.1～R8.3.31 社会福祉法人 多治見市社会福祉協議会
 - ・旭ヶ丘保育園指定管理委託 R2.4.1～R7.3.31 社会福祉法人 前畑育英会
- ※6 令和8年4月から認定こども園として、笠原幼稚園と統合予定
- ※7 双葉保育園で日曜日・祝日7:00～19:00まで休日保育を行っています。
休日保育は、市内の保育所・認定こども園および小規模保育事業所の在園児で、1歳児～5歳児までが対象です（就労理由のみ利用可）。
休日保育につきましては別途申請と料金が必要です。利用をご希望の方は、子ども支援課もしくは在籍園にお尋ねください。
- ※8 令和5年11月1日開園
- ※9 開園前の問い合わせ先 りんご保育園いまわたり（0574-63-3060）

4. 給食について

保育所の給食は各園で提供しています。手作りの給食を基本に季節感のある給食で、さまざまな取り組みを通して食育をおこなっています。

【食物アレルギーの対応について】

- ◎ 食物アレルギーのあるお子さんは入所受付時に必ずお申し出ください。
園からお渡しする「保育所におけるアレルギー疾患管理指導表」を持って医療機関を受診し、医師の診断を受けたものを入所前の面談時に必ず提出してください（入所後も年1回の提出が必要です。）。
- ◎ アレルギー対応内容については、各園または子ども支援課にお問合せください。

5. 障がいをもつ児童や支援の必要な児童の保育

入所受付前に子ども支援課または園へご相談ください。

6. 病後児保育について

病気の回復期ではあるものの登園できないお子さんが、指定の民間施設で病後児保育を利用した際の利用料の一部を補助しています。

※ 詳しくは子ども支援課または園へご相談ください（満1歳～）。

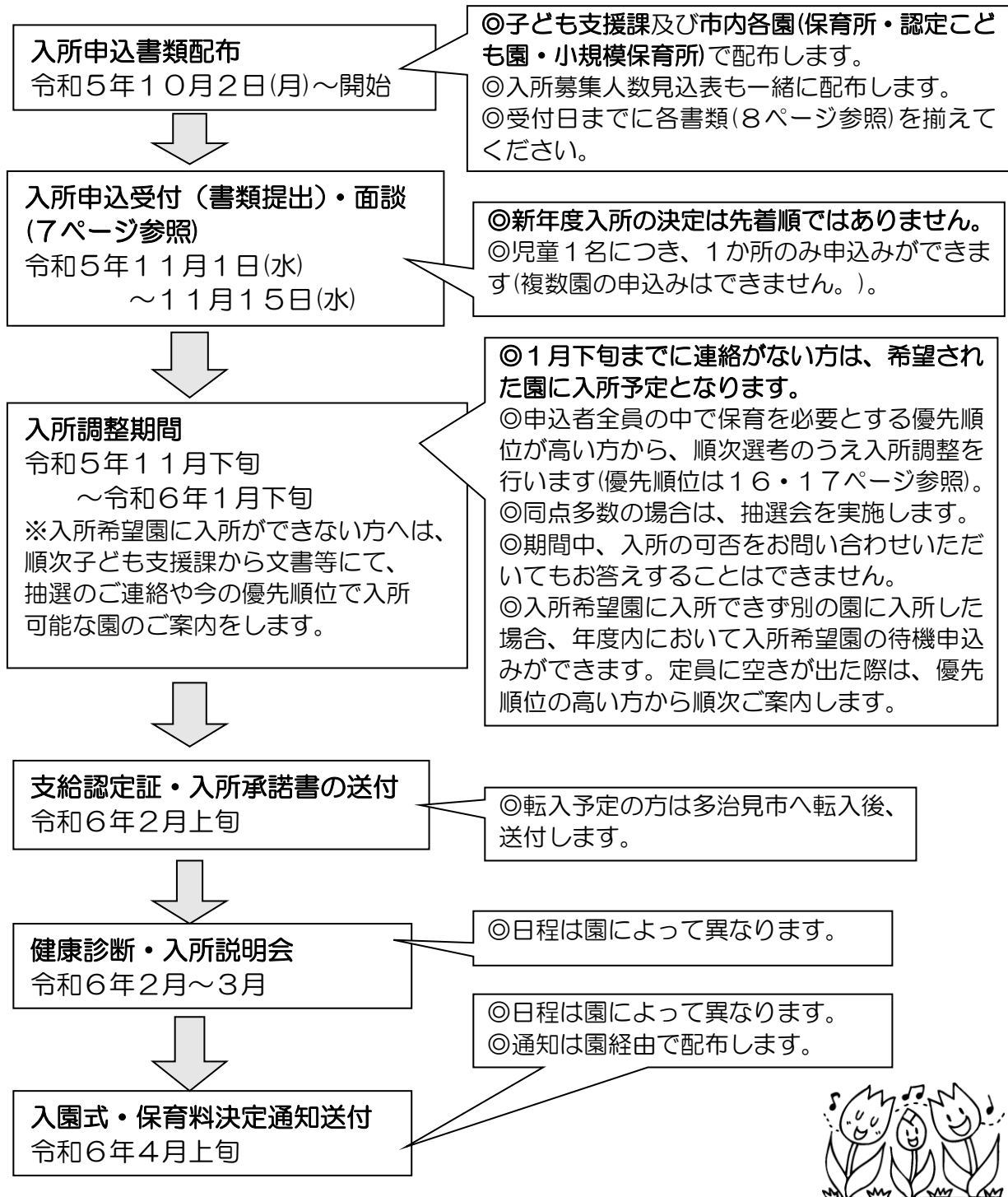
7. 園の休み

- ◎ 日曜日、祝日、振替休日、年末・年始（12月29日～1月3日）
- ◎ その他市長が緊急に必要と認めた日
- ◎ 日曜日または祝日に行事を行った場合の翌日は、お子さんの健康面から、可能であれば家庭での保育をお願いします。



8. 入所申込手続きについて

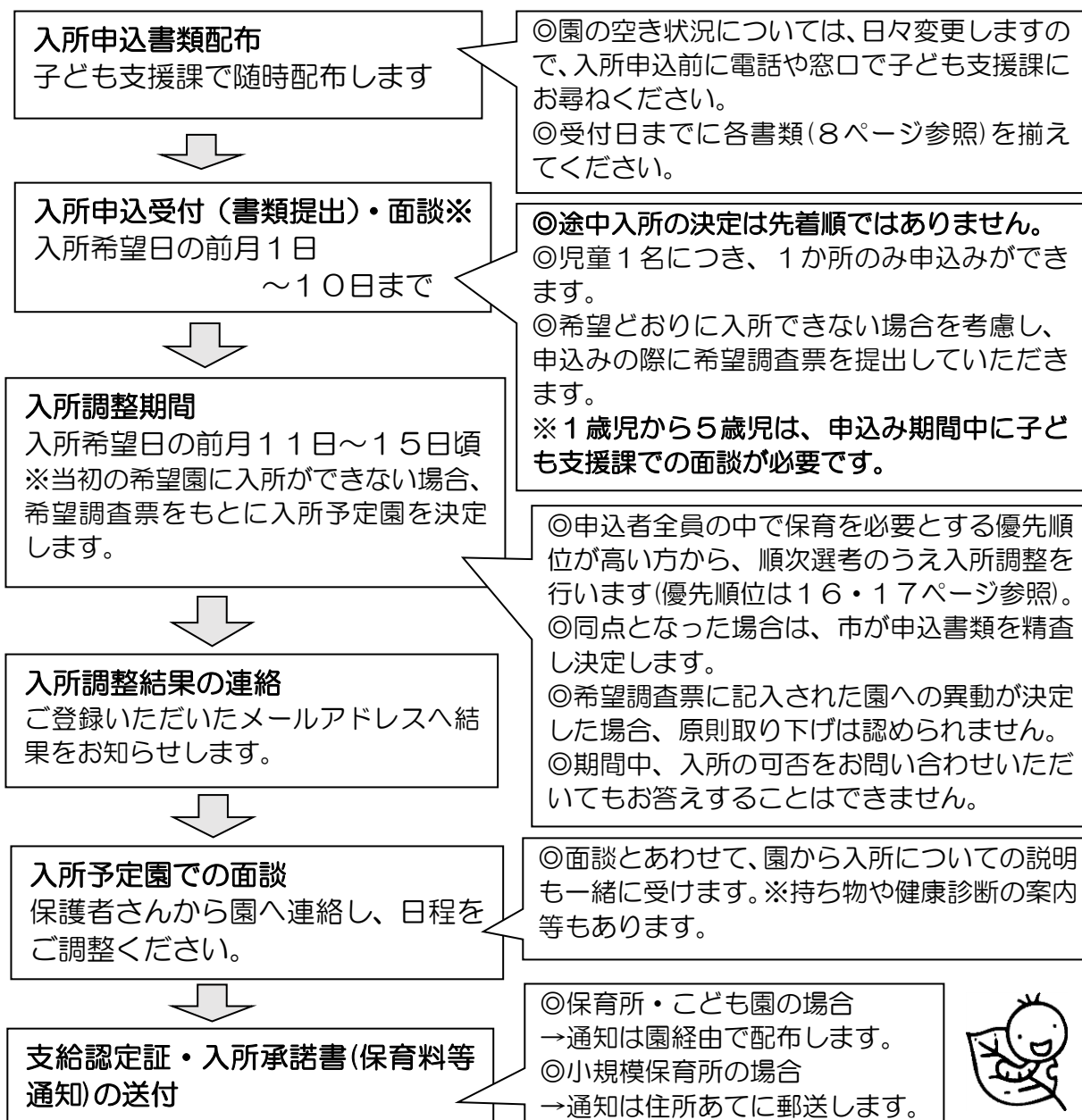
(1) 令和6年4月1日入所（新年度入所）を希望する場合



【新年度申込の注意事項】

- ◎ 新年度入所受付最終日(令和5年11月15日)を過ぎてから入所申込み(書類提出)をされた場合は、期限内に申込みをされた方の入所調整後、定員に空きがある園のみ入所可能となりますのでご了承ください。
- ◎ 申込時点で多治見市に住民登録が無い方でも、入所日までに必ず転入の手続きを行っていただくことを前提に申込みができます。
- ◎ 入所申込み後、入所要件に当てはまらなくなった等、都合により入所を辞退される場合は、入所調整に影響しますので、子ども支援課に速やかにご連絡ください。「保育所入所申込み取下届出書」の提出が必要です。

(2) 年度途中の入所を希望する場合



【年度途中入所の注意事項】

- ◎ 入所申込日時点で定員に空きがある園のみ入所可となります。
- ◎ 支給認定証および入所承諾書は入所日前後にお渡しします。
- ◎ 令和5年度の途中入所において、11月2日以降に入所し、令和6年度も引き続き入所を希望する場合は、別途新年度入所手続きが必要となります(5ページ参照)。
この場合、引き続き同じ園に入所できるとは限りませんのでご注意ください。
- ◎ 令和6年度の途中入所において、11月1日以前に入所した場合で、引き続き令和7年度も入所を希望するときは、継続入所の手続きが可能です。

(3) 転園について

新年度から転園を希望する場合は、在園している園に転園を希望していることを申し出た上で新規入所の方と同様に新年度入所手続き(5ページ参照)をしてください(※転園の申込みと継続入所の申込みは同時にできません。)

転園を希望していることを申し出た時点で、在園している園の新年度の籍は無くなりません(確保されません)ので、新年度希望する園に転園できなかった場合でも、在園している園に戻れない可能性があることをご承知おきください。

(4)新年度入所申込受付日程について



① 保育所(若草保育園を除く)・認定こども園への入所を希望する方

- ◎ 各園での受付は事前予約制です。
- ◎ 受付日の前日までに各園に電話（電話番号は3ページ参照）にて予約をお願いします。
- ◎ 新入所の方は一緒に面談を行いますので、新年度受付には**必ずお子さんと一緒にご来園**ください。

【各園での受付日】 各園受付時間 9：00～12：00

受付日	園名	受付日	園名
11月1日(水)	小泉保育園	11月8日(水)	前畑保育園
11月1日(水)	ジョイフル多治見こども園	11月9日(木)	星ヶ台保育園
11月2日(木)	双葉保育園	11月10日(金)	けいなん保育園
11月2日(木)	笠原保育園	11月10日(金)	こうよう保育園
11月6日(月)	池田保育園	11月13日(月)	北野保育園
11月6日(月)	姫保育園	11月13日(月)	市之倉保育園
11月7日(火)	旭ヶ丘保育園	11月14日(火)	共栄保育園
11月7日(火)	おとわももの木保育園		

※指定日時でご都合の悪い方は、令和5年11月1日(水)～**最終受付日 令和5年11月15日(水)**までに子ども支援課(8：30～17：15、土・日・祝日を除く)で申込みをしてください。子ども支援課での受付の場合申込み後、希望される園へ連絡していただき、後日、面談を受けていただきます。

② 若草保育園・小規模保育事業所への入所を希望する方



- ◎ 受付は子ども支援課で行います。※事前予約は不要です。

受付時間 8：30～17：15

令和5年11月1日(水)～最終受付日の令和5年11月15日(水)まで(土・日・祝日を除く)に必ず子ども支援課で申込みをしてください。
◎ お子さんの面談は各園で行いますので、申込み後、園へご連絡ください。

【入所申込手続き時の注意事項(新年度入所・途中入所共通)】

- ◎ きょうだいがすでに保育所等に在園している場合、保育を必要とする証明書類の提出は、**新入所申込時に提出**してください。
- ◎ 児童の属する世帯で同時に2人以上が保育所・認定こども園・小規模保育事業所又は幼稚園に在園されている場合は保育料が軽減されます。必ず、**申込みの際にきょうだいが幼稚園・保育所等に在園していることを申し出**ください。
- ◎ 育児復帰を予定していたものの、定員に空きがなく入所ができず、育休延長を行うために入所ができない旨の証明書類が必要な場合、入所希望日の前月の1日から10日の間に子ども支援課の窓口へお越しください。書類の発行は11日以降となります。
- ◎ 入所申込みの際、提出していただいた施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書および保育所等入所申込書・保育児童台帳の記載内容等の個人情報、保育に必要な情報として園(公立・私立とも)にも提供させていただきますのでご了承ください。

(5) 入所申込時に必要な持ち物・書類(新年度入所・途中入所共通)

- ◎ 書類が足りない場合は受付できません。
- ◎ 詳細は別添のチェックリスト(オレンジの用紙)を参照ください。

■ すべての方に提出していただく書類

書類	備考
①個人番号がわかる書類(※1)	個人番号カード、通知カード、住民票など (正しく変更手続きがとれているもの)
②申請者の本人確認書類	個人番号カード、運転免許証、パスポートなど
③施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書	児童1人につき1枚
④保育所等入所申込書・保育児童台帳	児童1人につき1枚
⑤乳幼児の状況	児童1人につき1枚 (児童の面談で使用)
⑥口座振替依頼書	◎3歳未満児…認定こども園および小規模保育事業所以外 ◎3歳以上児…公立保育園の延長保育利用者のみ
⑦保護者(父・母)などが児童の保育を必要とする証明書類	<u>父・母などの書類がそれぞれ必要です。</u> きょうだいで入所希望の場合は、1枚提出ください。 下記参照

+申請者ご本人が申込みに来られない場合は、委任状が必要です。

⑦保育を必要とする証明書類のうち、下記のいずれかをご提出ください

就労証明書	就業・内職のため保育が必要な方
	育児休業から復帰するため保育が必要な方
	自営業・自営業手伝いのため保育が必要な方 (個人事業主又はその同居家族と一緒に自営業をしている場合) ※自営業であることがわかる書類を添付 店舗がある場合…開業届、登記事項証明書、営業許可証の写し 店舗がない場合…確定申告書の写し、事業名称・所在地・事業内容 がわかるパンフレットやホームページ等
入所理由申立書(求職中) ※入所から1か月以内に就労すること	求職活動のため保育が必要な方 ※ハローワークの受付票のコピーを貼付 ※入所日の1か月以内に就労できない場合は退園となります。
入所理由申立書(非就労者用)	出産・障がい・病気・看護(同居の親族等)・就学のため 保育が必要な方 ※母子手帳のコピー・診断書・在学証明書・時間割などを貼付

■ 該当する方のみ提出していただく書類(入所調整や保育料等に影響します)

書類	状況
保育を必要とする証明書類(祖父母等)	令和6年4月1日現在で同居所に65歳未満の祖父母等いる場合
保育士証または幼稚園教諭免許状など	保育士・幼稚園教諭・保育教諭として就業または就業予定の場合
●児童扶養手当証書又は遺族年金証書写し ●身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し ●特別児童扶養手当証書又は障害基礎年金証書等の写し	保護者・申請児童・同居している方で左記の書類のいずれかをお持ちの場合

※1 令和5年1月1日・令和6年1月1日に多治見市に住民登録がない方は、マイナンバーによる情報連携の運用により市民税額を確認しますので、必ず転入した方全員のカードの提示が必要になります。申告の状況によっては、課税証明書等を求める場合がございますので、ご了承ください。

下記のいずれかに該当する場合は、

9. 必ず 市役所子ども支援課 または 園長 へご連絡ください。

①住所が変わったとき

市外へ転出の場合は、多治見市内の保育園で保育を受けることができなくなります。

②氏名が変わったとき

③ 同居の家族の世帯員に異動(増減)があったとき (出産を含む)

保育料の階層が変わる場合があります(原則、申し出の翌月から変更になります。)

④保護者(父・母など)が保育できない状況が変わったとき

*勤務先が変わったとき

転職後の事業所による「就労証明書」の提出が必要です。

*退職したとき

家庭内保育が可能なため退園となりますが、求職中などの事情
又は私的契約(*)での入所希望があればご相談ください。

*長期の休暇(病気等)取得のとき

保育が出来ないことがわかる医師の診断書等の提出が必要です。

*産前産後休暇を取得のとき

母子手帳の出産予定日または出生証明ページの写しの提出が必要です(出産を理由に保育園
に入所できる期間は出産予定日の前2か月～出産後3か月まで)。

*育児休業を取得のとき

児童の在園期間中に、保護者が育児休業を取得される場合は、保護者による家庭内保育が可
能なため、原則退園または私的契約(*)となります。ただし3歳以上児の場合、継続入所が
認められる場合もあります(*私的契約入所をご希望の場合は、各園にお問い合わせください。
なお、3歳未満児は定員に空きがないため、原則受入れを行っておりません。)

→3歳以上児(年少以上)の場合

園が受入可能と認めた場合に限り、育児休業取得者が雇用保険(公務員は共済組合)加入者で、
育児休業給付の受給資格があり、職場復帰が決定している場合のみ、特例として継続入所が
認められます。なお、育児休業中は保育短時間の認定になります。

※事業所の証明がある「就労証明書」の提出が必要です。

※子ども支援課へご連絡(および書類提出)いただいている方の継続入所はできません。

→3歳未満児(0～2歳児)の場合

産後3か月まで入所できますが、その後は退園となります。

*その他

1か月に1回以上の登園が確認できない場合は、保育の必要性がないとみなし、退園して
いただきます。

⑤退園するとき

前月の25日までに園へ申し出をし、退園届を園に提出してください。

⑥支給認定区分を変更するとき

前月の25日までに園もしくは子ども支援課に申し出をし、
支給認定変更申請書を提出してください(月途中での変更はできません)。

⑦延長保育を申込み(又は解除)するとき

前月の25日までに園へ申し出をし、延長保育開始時は延長保育申込書、延長保育中止時は
延長保育中止届を園に提出してください(公立園のみ、私立園は各園にご確認ください)。

※延長保育の定員が超過した場合、年度途中の利用開始は受入れ不可能な場合があります。

※保護者が出産のため産前産後に保育を希望する場合は、原則延長保育中止の手続きをして
いただきますが、産後、送迎時間についてお困りの時はご相談ください。

⑧市民税額が年度の途中で変更になった場合(税申告の修正等)

保育料が変更になる場合がありますので、速やかに子ども支援課へ申し出てください。
保育料は税額の変更が確定した月の翌月から変更します(遡及は行いません)。



10. 保育所保育料について

【参考】令和5年度利用者負担金（月額）

階層区分		利用者負担月額(円)							
		保育短時間				保育標準時間			
		3歳未満児クラス		3歳以上児クラス		3歳未満児クラス		3歳以上児クラス	
定義	階層	保育料	延長	保育料	延長	保育料	延長	保育料	延長
生活保護世帯	1	0	0	0	0	0	0	0	0
市民税非課税世帯	2	0	1,200	0	600	0	500	0	300
市民税課税世帯 (所得割非課税)	3	6,600	3,200	0	1,500	9,000	800	0	400
所得割課税 48,600円未満	4	16,100	4,700	0	2,400	19,500	1,300	0	500
所得割課税 57,700円未満	5A	22,900	4,700	0	2,400	26,000	1,600	0	800
所得割課税 77,101円未満	5B								
所得割課税 97,000円未満	5C								
所得割課税 133,000円未満	6	38,700	4,700	0	2,400	43,400	1,900	0	900
所得割課税 169,000円未満	7	40,000	5,000	0	2,600	44,000	2,200	0	1,000
所得割課税 301,000円未満	8	53,100	5,700	0	2,800	57,200	2,500	0	1,100
所得割課税 397,000円未満	9	54,300	6,200	0	3,100	58,400	2,800	0	1,200
所得割課税 397,000円以上	10	55,000	6,700	0	3,300	59,600	3,100	0	1,300

◎同一世帯から2人以上の児童が保育所等(幼稚園を含む)に入所されている場合、2人目は通常保育料が半額、3人目からは無料となります(延長保育料には適用しません)。3人目で無料となっている場合3歳以上児クラスは副食費が免除されます。
 ※1 階層2については、入所している全ての児童が無料となりますが、延長保育料には適用しません。
 ※2 階層3～5Aについては、兄弟の年齢にかかわらず、入所している児童が2人目の場合は、通常保育料が半額、3人目からは無料となります(延長保育料には適用しません)。
 ※3 階層1～5Aについて、3歳以上児クラスの場合は副食費が免除されます。
 ※4 階層5B～5Cについては、18歳未満(18歳になって最初に迎える3月31日まで)の兄弟がいて入所している児童が第3子以降の場合は保育料が無料になります(延長保育料には適用しません)。あわせて、3歳以上児クラスの場合は副食費が免除されます。

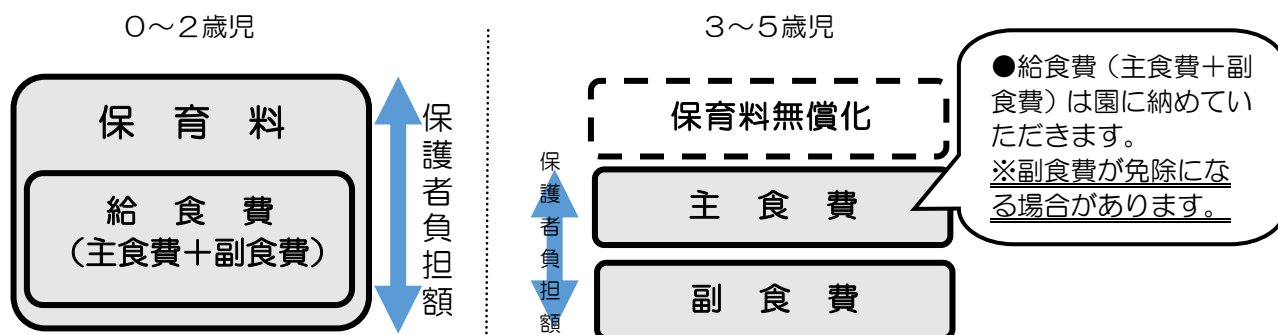
◎ 児童の属する世帯が階層2～階層5Bと認定された世帯であっても、母子世帯等及び在宅障害児(者)のいる世帯に該当する場合は、上表の規定にかかわらず、当該階層の保育料は次のとおりとします。あわせて、3歳以上児クラスの場合は副食費が免除されます。

階層区分		利用者負担月額(円)							
		保育短時間				保育標準時間			
		3歳未満児クラス		3歳以上児クラス		3歳未満児クラス		3歳以上児クラス	
定義	階層	保育料	延長	保育料	延長	保育料	延長	保育料	延長
市民税非課税世帯	2	0	1,200	0	600	0	500	0	300
市民税課税世帯 (所得割非課税)	3	2,800	3,200	0	1,500	4,000	800	0	400
所得割課税 48,600円未満	4	6,600	3,200	0	1,500	9,000	800	0	400
所得割課税 57,700円未満	5A								
所得割課税 77,101円未満	5B								

◎階層3～5Bについては兄弟の年齢にかかわらず、入所している児童が2人目からは通常保育料が無料となります(延長保育料には適用しません)。

※1 階層区分の基礎となる市民税額が年度途中で変更があった場合は、保育料も変更となりますので申し出てください。
 ※2 この市民税額は、配当控除や住宅借入金等特別控除などの税額控除の適用はありません。
 ※3 私立園及び池田保育園・旭ヶ丘保育園の延長保育の料金等は、直接園へお尋ねください。

令和元年 10 月からの無償化に伴い、市民税非課税世帯及び3歳以上児クラスのすべての子どもの保育料が無料となりました(延長保育料、保護者会費、教材費等は含まれません。)



(1) 保育料の決定について

- ① 保育料は、父母の市民税額に基づき階層決定を行います。
※住宅借入金特別税額控除、寄附金税額控除、配当控除等の適用はありません。
- ② 父母が非課税の場合は、入所児童と同一世帯に属する扶養義務者(祖父母等)の市民税額に基づき階層決定を行います。
- ③ 保育料に変更が生じるときは、税額の変更が確定した月の翌月から適用となります。
- ④ 保育料は、月額で決定しているため、都合により欠席されてもその月の全額を納めていただきます。
- ⑤ 入所児童の保育料決定通知は、入所後に園を通じてお渡しします。
- ⑥ 市民税の申告等を行っていない場合は、必ず市民税の申告を行ってください。
申告は毎年実施する必要があります。

(2) 保育料の算定方法

- ◎ 4月～8月分までの保育料は、令和5年度市民税額で決定します。
- ◎ 9月～3月分までの保育料は、令和6年度市民税額で決定します。

※保育料は、毎年9月に切り替わります。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和5年度市民税額で決定 (令和4年1月1日～12月31日の収入)					令和6年度市民税額で決定 (令和5年1月1日～12月31日の収入)						

(3) 保育料の支払方法

保育所種別	支払方法	支払期日
保育所	口座振替※1	毎月月末(再引落は翌月14日頃)※2
認定こども園・小規模保育事業所	各園にお問い合わせください。	

※1 必ず引落のできる口座を登録してください。

※2 月末が、土・日曜または祝日等に当たる場合は、翌営業日となります。
12月分の引落日は、12月25日となります。

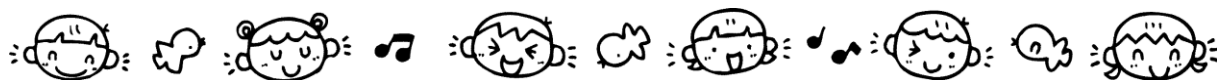
(4) 督促状の発行について

- ◎ 再引落でも保育料が納入されなかった場合、納期限の20日後までに督促状を発行します。
- ◎ 督促状発送後10日を経過して納付のない場合は、法令に従い財産の差し押さえ等の滞納処分を実施します。

保育料は貴重な財源です。確実な納付をお願いします。

11. よくある質問

- Q1. 育児復帰を予定していましたが、定員に空きがなく入所できません。そのため育休延長を考えていますが、入所できない旨の証明はもらえますか？
- A1. 入所希望日の前月の1日から10日までの間に手続きが出来ますので、子ども支援課の窓口へお越しください。
- Q2. 「保育できない証明書類」は誰のものを提出したらよいですか？
- A2. 児童の父母の書類が必要です。また、同居している65歳未満の祖父母がいる場合は、祖父母の書類も提出されると入所選考時に考慮されます。
- Q3. 新年度の入所申込みは複数の園に申込みできますか？
- A3. 1園のみ、お申込みいただけます。希望する園に入所できない場合は、その時点で入所可能な園をご案内します。
- Q4. 標準時間に認定されるためには、父母ともに120時間以上/月就労していないといけないですか？父だけでもいいですか？
- A4. 父母ともに120時間以上/月就労していないと標準時間認定はできません。
- Q5. 120時間未満/月の就労ですが短時間の保育時間では送迎が間に合いません。その場合は標準時間に認定してもらえますか？
- A5. 認定は短時間になりますので、延長保育を利用していただきます。
- Q6. 就業時間が長くなり保育時間の区分を短時間から標準時間に変更したいのですが、いつから変更できますか？
- A6. 変更の申請をした翌月から変更になります。月の途中からの変更ができないため、その月は必要であれば延長保育を利用していただくことになります。
- Q7. 祖父母と同居していますが、祖父母の市民税の額も保育料に関係しますか？
- A7. 父母に市民税が課税されている場合は関係しませんが、父母の市民税が非課税の場合は、祖父母等の中で一番税額が高い方を、保育料を決める時の基準にします。
- Q8. 上の子と下の子(3歳未満児)が別の園に在園している場合でも下の子の保育料は半額になりますか？
- A8. 半額になります。また、上の子が幼稚園に在園していても同様です。
- Q9. 在園中に保護者が産休及び育児休業に入った場合、保育所は退園になりますか？
- A9. 3歳未満児→産前2か月～産後3か月は出産の理由で入所できます。その後は退園となります。
- 3歳以上児(年少以上)
- 産前2か月～産後3か月は出産の理由で入所できます。その後は、職場復帰することが決まっている場合のみ継続入所できます(就労証明書の提出が必要です。)
- Q10. 3歳以上(年少以上)保育料は無料ですか？
- A10. 令和元年10月から無償化となっています。ただし、食材料費・延長保育料・行事費・通園送迎費等はこれまでどおり保護者負担となります。



【参考】多治見市保育の実施の基準を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多治見市保育の実施に関する事務取扱細則（昭和62年規則第18号）第6条の規定に基づき、保育の実施の基準を定めるものとする。

(保育の実施の優先順位)

第2条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条第1項に規定する認定を受けた小学校就学前子ども（同法第19条第1項第1号に規定する小学校就学前子どもを除く。以下「対象児童」という。）の保育については、次の各号に掲げる点数を合算し、当該合算した点数が高い対象児童を優先して、実施するものとする。

(1) 別表第1に掲げる状況の区分のいずれかに応じ、当該区分に定める点数。ただし、複数の区分に該当する場合は、該当する区分のうち最も高い点数の区分にのみ該当するものとする。

(2) 別表第2に掲げる状況の区分に応じ、当該区分に定める点数を合算した点数

2 前項の規定にかかわらず、対象児童の虐待、対象児童の保護者に対する配偶者からの暴力その他特別の事情がある場合は、当該対象児童の保育を優先して実施するものとする。

別表第1（第2条関係）

保護者又は家庭の状況			点数	
居宅外労働	事業所に雇用されている者	勤務時間が月150時間以上	10	
		勤務時間が月120時間以上	8	
		勤務時間が月90時間以上	7	
		勤務時間が月60時間以上	6	
	自営	本人が主たる従事者である者	9	
		主たる従事者である家族に協力して従事している者	7	
		就労先は確定していないが求職中の者	6	
居宅内労働	自営	本人が主たる従事者である者	9	
		主たる従事者である家族に協力して従事している者	6	
	内職	従事時間が月120時間以上	6	
		従事時間が月60時間以上	5	
		その他	4	
妊娠・出産	産前2か月以内から産後3か月以内まで		10	
疾病	入院		概ね3か月以上の入院	10
	療養	常時臥床	医師が長期加療を要すると診断した者	10
		精神性疾患	医師が長期加療を要すると診断した者	8
		一般療養	比較的軽症であるが定期的に通院を要する者	6
障害等	身体障害者手帳1級若しくは2級、療育手帳A1若しくはA2又は精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかを所持する者		10	
	身体障害者手帳3級、療育手帳B1又は精神障害者保健福祉手帳2級のいずれかを所持する者		7	
	身体障害者手帳4級、療育手帳B2又は精神障害者保健福祉手帳3級のいずれかを所持する者		5	
同居の親族等の介護等	心身障害者の介護等	心身障害者の介護、通院、通園、通学等に当たっている者	9	

	心身障害者以外の者の居宅内介護等	同居の家族の居宅内看護に長期に当たっている者	6
災害	家屋のり災	火災、風水害等で家屋が失われ復旧に当たる場合	10
その他	保護者が学生、就労のための専門学生等の場合	ひとり親家庭又は両親のいない家庭	7
		その他	5

備考

- 1 1歳児から5歳児において、定員の最終枠に、同点者が複数ある場合は、当該保育所が所在する小学校区（以下「同一の小学校区」という。）に在住する児童を優先する。この場合において、昭和小学校区、根本小学校区及び脇之島小学校区に在住する児童が、最寄りの保育所に入所を希望する場合は、同一小学校区に在住する児童とみなす。
- 2 同居とは、同一の住宅（同一の地番に所在する住宅（集合住宅を除く。）を含む。）に居住することその他生活の本拠を共にすることをいう。

別表第2（第2条関係）

保護者、家庭又は対象児童の状況		点数
ひとり親家庭又は両親のいない家庭		20
生活保護を受給している世帯		5
特別な事情により適当な交通手段がないため、最寄りの保育所を希望する場合		5
同一の保育所、認定こども園及び地域型保育事業を行う事業所に在園中の兄弟姉妹（私的契約児を除く。）がいる場合		3
対象児童が次のいずれかに該当する場合 (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持する場合 (2) (1)と同様の状態である旨の医師の診断書等を提出した場合		3
保育所及び地域型保育事業を行う事業所を卒園した対象児童が、引き続き保育の実施を要する場合		3
育児休業取得後、復職する場合		2
対象児童の保護者でなく、介護又は看護を必要としない65歳未満の祖父又は祖母が対象児童と同居しており、対象児童の保育を行うことができる場合		- 3
1月の平均就労日数	20日以上	2
	15日以上20日未満	1
保育士証又は幼稚園教諭普通免許状を有し、特定教育・保育施設若しくは特定地域型保育事業又は特定子ども・子育て支援施設等において就労する場合		2

備考

- 1 保育所とは、法第7条第4項に規定する保育所を、認定こども園とは、同項に規定する認定子ども園を、地域型保育事業とは、同条第5項に規定する地域型保育事業をいう。
- 2 私的契約児とは、多治見市保育所の設置及び管理に関する条例（昭和60年条例第1号）第7条に規定する私的契約児をいう。
- 3 同居とは、同一の住宅（同一の地番に所在する住宅（集合住宅を除く。）を含む。）に居住することその他生活の本拠を共にすることをいう。
- 4 特定教育・保育施設とは、法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設を、特定地域型保育事業とは、法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業を、特定子ども・子育て支援施設等とは、法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。

× 毛

Handwriting practice area consisting of 18 horizontal dashed lines.

